省　令

○法務省令第四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第六十一条の九の三第四項及び第六十九条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（在留資格認定証明書） **第六条の二**　［略］ 2　前項の申請に当たつては、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとする。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［3～6　略］	（在留資格認定証明書） **第六条の二**　［同上］ 2　前項の申請に当たつては、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［3～6　同上］

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　［1・2　略］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行つた場合。

［4・5　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　第六条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付（法別表第一の表の下欄に掲げる活動（一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）を行おうとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

七　第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　［1・2　同上］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

四　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第七号に規定する申請書の提出を行つた場合。

［4・5　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（次号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）